

自立支援医療(精神通院医療)の自己負担上限月額について

【所得区分一覧】

所得区分	自己負担割合	1ヶ月の自己負担上限額	
		「重度かつ継続」に該当しない	「重度かつ継続」に該当する
生活保護世帯	0割	0円	
市民税非課税世帯（低所得層1） 本人収入額 年82万6千5百円以下	1割	2,500円	
市民税非課税世帯（低所得層2） 本人収入額 年82万6千5百円超		5,000円	
市民税（所得割）3万3千円未満 （中間所得層1）		上限額の設定なし 〔医療保険の自己負担限度額〕	5,000円
市民税（所得割）23万5千円未満 （中間所得層2）			10,000円
市民税（所得割）23万5千円以上 （一定所得以上）	（右記）	精神通院の対象外	20,000円※ （自己負担割合1割）

- ・「世帯」は、住民票上の家族ではなく、同一の医療保険に加入している家族となります。
そのため、同居していても、異なる医療保険に加入している家族の方は別世帯となります。
ただし、受診者が18歳未満の場合は、当該世帯が非課税世帯であれば、保護者（父母）が同一の医療保険に加入していない場合であっても、保護者それぞれの年収を確認します。

※所得区分が「一定所得以上」の方については、本来、自立支援医療の対象外となりますが、令和9年3月31日までの特例措置（経過的特例）として、「重度かつ継続」に該当する方に限り対象となります。